

寄附金に係る税制の優遇措置に関するご案内

このたびお申込みいただきました本学への寄附金については、**所得税法第78号第2項第2号に基づき財務大臣が指定した特定寄附金及び法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した指定寄附金**に該当することから、一定の手続きをしていただくことにより税制の優遇措置を受けることができます。

個人寄附者の方については、所得税の所得控除及び個人住民税の税額控除について、また法人からの寄附については法人税の損金算入についてご案内致しますので、こちらを参考にお手続いただけますと幸いです。

なお、いずれのお手続きに関しても寄附金を銀行に振込んだ際の「**領収書**」（銀行が発行するもの）又は本学が発行する「**寄附金領収証明書**」（必要な場合はご連絡願います。）が必要になることから、本ご案内と共に大切に保管いただきますようお願いいたします。

個人寄附者の方へ（所得税及び住民税に係る寄附控除のご案内）

本学への寄附金は、税務署に当該年の確定申告をしていただくことにより**所得税の寄附金控除**が受けられます。また、宮城県に住所を有する寄附者の方は併せて**個人県民税（一部市町村においては個人市町村民税を含む）の寄附金税額控除**の適用を受けることができます。

対象者及び算出方法は次の通りです。

区分	対象者	算出方法
所得税 (所得控除)	個人寄附者	寄附金額※－2千円 ※当該年中の総所得金額等の40%が限度
個人県民税 (税額控除)	個人寄附者のうち 翌年1月1日現在で 宮城県 に在住の方	(寄附金額※－2千円) × 4% ※当該年中の総所得金額等の30%が限度
個人市町村税 (税額控除)	個人寄附者のうち 翌年1月1日現在で 仙台市、多賀城市、石巻市、富谷町、亘理町、女川町 に在住の方	(寄附金額※－2千円) × 6% ※当該年中の総所得金額等の30%が限度

※各控除とも、本学の他に寄附金税額控除対象団体へ寄附を行っている場合はその合計額となります。

※市町村税は1月1日現在で居住している市町村に納税することとなっているため、寄附金をお納めいただいた年に転入又は転出されたとしても、翌年1月1日の住所により判断されます。

なお、宮城県内に転入される方はお手数ですが、本学担当までご連絡願います。

※本学への寄附金を寄附金控除の対象とする市町村及び算出方法は平成26年1月1日現在のものです。

①所得税の寄附金控除についてのお手続き

本学所定の「振込依頼書」により銀行から振込んだ際の「領収書」（銀行が発行するもの）又は本学が発行する「寄附金領収証明書」（必要な場合はご連絡願います。）を持参のうえ、お住まいの地域を管轄する税務署で当該年の確定申告を行っていただきます。個人県民税及び個人市町村税の税額控除の対象となられる方は、当該確定申告をもって同時に手続きが可能です。

②個人住民税（県民税・市町村税）の寄附金控除についてのお手続き

給与所得者又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、個人住民税の寄附金税額控除の適用のみ受けようとする方の税額控除の申告については、寄附金をお納めいただいた年の翌年1月1日現在の住民地の市町村に対する簡易な申告によることができます。詳細については、各市町村の税務担当窓口にお問い合わせ願います。

③所得税及び個人住民税の寄附金控除の対象外となる寄附について

新入学生の保護者様等または新入生ご本人から、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内にお納めいただきました寄附金は、所得税法第78条第2項本文かっこ内の規定により、所得税及び個人住民税の寄附金控除の適用外となることがあります。このことについてはお手数ですが、お住まいの地域を管轄する税務署にご確認ください。

④宮城県内在住の個人寄附者（転入される方も含む）の方へ

個人住民税の寄附金税額控除にあたっては、寄附者個人でお手続きいただく他、宮城県からの要請に基づき本学が宮城県及び市町村に個人寄附者の氏名・住所・寄附金額・寄附年月日の情報を提供することとされておりますので、ご理解とご了解頂きますようお願いいたします。

法人ご担当者の方へ（法人税に関するご案内）

本学にお納めいただいた寄附金は、税務署に当該年の確定申告をしていただくことにより寄附金額全額の損金算入が可能です。確定申告のお手続きの際には、本学所定の「振込依頼書」により銀行から振込んだ際の「領収書」（銀行が発行するもの）又は本学が発行する「寄附金領収証明書」（必要な場合はご連絡願います。）が必要になります。

【本件照会先】 東北大学病院経理課資金経理係 TEL 022-717-7036

【その他各お問い合わせ先】

個人県民税：宮城県総務部税務課企画班 TEL 022-211-2323

個人市町村税：各市町村税務担当窓口 所得税及び法人税：最寄りの税務署